

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当技幹	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村	山口	志村	起案	23・11・1
						決裁	23・11・2
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 1 回 シンボル事業②推進 プロジェクトチーム		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 ワーキンググループ		
開催日時	平成 23 年 11 月 1 日 (火) 午前 9 時 分 ~ 午前 9 時 30 分		
開催場所	議会第 4 会議室		
出席者	政策部長(チームリーダー)	福祉部長	くらし安心部長
	こども健康部長		
	事務局	公共施設再配置推進課長	公共施設再配置推進課長補佐(公共施設再配置推進担当)
議 題	1 計画推進体制と事業のコンセプトの確認		
	2 賃貸場所(案)について		
	3 今後のスケジュールについて		
	4 その他		
配付資料	資料 1 秦野市公共施設再配置計画推進体制体系図		
	資料 2 シンボル事業②のコンセプト		
	資料 3 賃貸スペース案		
	資料 4 郵便局開局までのスケジュール案		
会 議 結 果			
① シャワー室を貸すことに支障はないか。 ⇒ センターには、3階と地階の2箇所にシャワー室がある。このうち、地階のシャワー室は、センターで働く人用というコンセプトであると思われるが、現在も使われずに、物置となっているので、支障はないと考えている。ただし、センターは、災害時に対策の拠点となることも考えられるので、シャワー機能は活かしておくという条件で貸したい。			
② 再配置を進めると、ハコモノの床面積が減り、ますます有効に使わなければならない。そういう状況の中で、他者に貸してしまうというのは、市の考え方が矛盾することにならないか。 ⇒ 限られた施設で多くの重要な機能を果たしていかなければならないと考えたときに、現状のセンターの使用方法には、まだまだ改善の余地があり、他の機能を吸収できると考えている。また、有期での賃貸であり、将来再配置が進んで、センターでより多くの機能を補完しなければならなくなり、床面積に余裕がなくなった場合には、契約を更新しないということもできる。			
③ 賃貸場所は、ワーキンググループ案のとおりとする。			
④ 予算計上や議案提出の役割分担はどうなるのか。 ⇒ ワーキンググループでも議論しているが、ばらばらと関係課が予算計上をするのか。例えば、当課が事業推進費のような形でまとめて計上するのが良いのか。議案も含めて、今後、財政課や企画課ともよく相談しながら、どういう形が市民にとっても一番わかりやすいのかという視点で決めていきたい。			

- ⑤ 市民にはどのように周知するのか。
⇒ 計画書に記載されている事項に加え、会議の結果は、配付資料とともにホームページで公開している。本部会終了後は、利用団体への説明も行うが、丁寧に進めていきたい。
- ⑥ 賃料はどのように決めるのか。
⇒ 現在、郵便局(株)からの提案を待っている。目的外使用の場合、建物評価額の7%という規定があるが、この金額が一つの目安になる。ただし、郵便局(株)もぜひ出店したい、市もぜひ来てほしいという思いでいるので、賃料で折り合いがつかないというようなことは避けたいと思っている。今後、よく話し合っけて詰めていき、結果はあらためて報告したい。
- ⑦ センター内の子ども家庭相談室の環境が悪く、改善しなければならない。今回のシンボル事業に合わせて行うことはできるか。
⇒ 印刷室を子ども家庭相談室が利用することも考えられたが、今回は、子ども家庭相談室も所管する健康子育て課から印刷室を郵便局(株)に貸すことを提案してきたので、子ども家庭相談室が使うことも検討したうえでの課としての提案と理解している。なお、公共施設白書作成の段階から、子ども家庭相談室の環境改善は課題として取り上げており、具体的な実施年は指定していないものの、「女性相談機能との統合」と「センター内での充実」は、再配置計画にも掲げている。また、市民活動サポートセンターの充実も考えなければいけないので、まずは、シンボル事業を通して公共施設の再配置を進めることの重要性をセンターの関係者にも十分に理解していただき、その次に子ども家庭相談室と市民活動サポートセンターの課題を解決していきたいと考えている。

備考	
----	--